新しい人権が主張されるようになったわけ

憲法に直接書かれていない新しい人権は、なぜ主張されるようになったのか

社会の変化	主張されるようになった権利	守るためのしくみの例
公害や都市化 工場の煙や開発で、空気や水が汚れ、日当たりなどの生活環境が損なわれる	**環境権** よい環境の中で暮らす権利	**環境アセスメント** 大きな開発の前に、環境への影響を調べて公表する
情報化 国や企業が多くの情報をもち、個人の情報も集まるようになる	**知る権利** 国や地方公共団体の情報を知る **プライバシーの権利** 私生活や個人の情報を守る	**情報公開の制度** 国などの情報の公開を求められる **個人情報を守る制度** 個人の情報の扱い方を決める
医療の進歩 治療の方法が増え、どの治療を受けるかを選ぶ場面が増える	**自己決定権** 自分の生き方を自分で決める	**インフォームド・コンセント** 十分な説明を受け、納得して治療を選ぶ

新しい人権は、日本国憲法に直接の規定はない。

第13条（個人の尊重・幸福追求権）や第25条（生存権）などを根拠に主張されている。

社会の変化 → 新しい権利 → しくみ

※ 新しい人権の名前や範囲は、教科書によって少し異なる。しくみは代表的な例。